

仕 様 書

- 1 品名・数量 A E D (自動体外式除細動器) 及び付属品 1 式
- 2 規 格 下記のうちいずれかとする
 - (1) 日本光電工業株式会社
カルジオライフ A E D - 3 1 0 0
 - (2) フクダ電子株式会社
A E D ベネハート C 1 A
- 3 セット内容 (1) 日本光電工業株式会社製
 - ① 本体 (A E D - 3 1 0 0) 1 台
 - ② 除細動パッド P - 7 4 0 2 組
 - ③ バッテリーパック (待機寿命 4 年以上) S B - 3 1 0 V 1 個
 - ④ レスキューキット Y Z - 0 4 3 H 3 1 個
 - ⑤ キャリングバック A E D - 3 1 0 0 用 1 個
 - ⑥ A E D 設置表示ステッカー (シール) 1 枚(2) フクダ電子株式会社
 - ① 本体 1 台
 - ② 成人小児用電極パッド (寿命 2 年以上) 2 組
 - ③ バッテリー (待機寿命 4 年以上) 1 個
 - ④ A E D 救急セット (ハサミ付き) 1 組
 - ⑤ キャリングケース 1 個
 - ⑥ A E D 設置表示ステッカー (シール) 1 枚
- 4 納入場所 茜部放課後児童クラブ (神清寺公民館内)
- 5 納入期限 令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
- 6 その他
 - (1) 納入する機器等は、新品とする。(新古機や中古機は不可)
 - (2) 納入する A E D は、非医療従事者の使用が認められた機器であり、医療用具として薬事法上の承認を得ているものとする。
 - (3) 出力波形は 2 相性であり、セルフチェック機能、音声ガイダンス機能を有していること。
 - (4) 納入機器等において、保証期間内にその機能を損なう欠陥又は故障等の不具合が生じた場合は、速やかに無償にて取り替え、修理を行うこと。また、修理に必要な期間中は代替機の貸し出しを行うこと。
 - (5) 納入日時について、下記担当者と相談すること。
 - (6) 発生する梱包資材等のゴミ類は納入決定業者にて処分すること。
 - (7) 既存の A E D は、A E D 納入時に回収すること。
 - (8) 回収後の処分について、別紙処分方法報告書を提出すること。
 - (9) 物品の納入は、組立・設置までを含むものとする。
 - (10) 機器等の取り扱い説明を放課後児童クラブの職員に行うこと。
 - (11) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

担当：教育委員会社会・青少年教育課 勇
電話 0 5 8 - 2 1 4 - 2 3 6 8 (直通)

別紙

処分方法報告書

会社名

代表者

撤去品目	AED（日本光電機社製 AED-3100）
処分方法	

※ 廃棄物として処分した場合は、マニフェストのコピーを提出してください。

担当：教育委員会社会・青少年教育課 勇
電話 058-214-2368（直通）